

みはま共通商品券事業参加店舗規約

令和6年8月1日制定
令和8年2月1日改定

第1条（総則）

本規約は、御浜町ならでは商品振興会（以下「振興会」といいます。）が企画する商品券事業及び御浜町が発行元となって実施する商品券事業（以下「みはま共通商品券事業」といいます。）において、店舗、事業所又は施設等（以下「店舗等」といいます。）が次条第11号に規定する商品券取引を行う場合等の取り扱い他について、必要な事項を定めるもので

す。

第2条（定義）

- 本規約において利用する用語の定義は次のとおりとします。
- (1) 「発行者」とは、「みはま共通商品券事業」の実施主体として、振興会により選任された一般社団法人ツーリズムみはまをいいます。
 - (2) 「みはま共通商品券」（以下「商品券」といいます。）とは、発行者が電磁的方法により発行（販売）する商品券（以下「デジタル商品券」といいます。）及び発行者が発行する紙製の商品券（以下「紙製商品券」といいます。）で、本規約等に基づく商品券取引に使用することができるものをいいます。
 - (3) 「利用者」とは、商品券を購入し、又は商品券を第三者から給付され、商品券を利用した各種サービス（以下「利用者サービス」といいます。）を利用する者をいいます。
 - (4) 「参加店舗」とは、本規約を承諾のうえ、発行者に所定の登録申請をし、その承認を受けた店舗等をいいます。
 - (5) 「利用者端末」とは、利用者サービスにおいて認証や決済に利用される利用者のスマートフォン等の機器等の総称をいいます。
 - (6) 「アプリ」とは、Kiiカード・サイモンズポイントサービス会員規約に定めるアプリ型Kiiカードに使用するアプリをいいます。
 - (7) 「参加店舗サービス」とは、参加店舗が本規約に基づく商品券取引を行うために、発行者が参加店舗に提供するサービスをいいます。
 - (8) 「参加店舗システム」とは、参加店舗サービスの提供のために、発行者が運用するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称をいいます。
 - (9) 「管理システム」とは、参加店舗システムのうち、参加店舗が、通信回線を介して、参加店舗サービスの利用履歴等を閲覧できるシステムをいいます。
 - (10) 「商品等」とは、参加店舗によって販売又は提供される商品券により、代金決済ができる商品及びサービスをいいます。

- (11) 「商品券取引」とは、商品券を購入した者、又は商品券を第三者から給付された者が、参加店舗より商品等を購入する場合に、その代金等を商品券で決済することをいいます。
- (12) 「代行事業者」とは、発行者からの委託を受けて、みはま共通商品券事業の業務を行う事業者をいいます。

第3条（事業の内容）

本事業の内容は次のとおりとします。なお、発行額面（額面単価×口数）、販売対象者、販売価格（一口あたりの販売価格及び額面（プレミアム付きの場合はプレミアム分を加算した額面）、購入申込期間、上限購入口数、販売方法の種類等、販売期間、利用期間、精算受付期間、対象参加店舗及びその他の必要事項については、振興会等による商品券の発行に係る企画毎に、発行者が別に定めます。

- (1) 商品券の名称：みはまデジタルオレンジ商品券又はみはまオレンジ商品券
- (2) 商品券の形状：アプリを利用したデジタル型商品券又は紙製の商品券
- (3) 購入方法：デジタル商品券は、アプリにより購入手続きを行います。デジタル商品券の購入は、クレジットカードによるキャッシュレス決済を原則とします。
- (4) 販売方法：デジタル商品券は、先着順又は事前申込による抽選にて販売するものとします。

第4条（商品券の利用）

商品券は、その額面をもって現金と同等とし、第3条に規定する利用期間内において、参加店舗での商品等の購入に利用できるものとします。

2 デジタル商品券の利用にあたっては、参加店舗に掲示されたデジタル商品券の決済用二次元コード（以下「二次元コード」といいます。）を、利用者のアプリにより読み取ることで行うことを原則とし、利用者と参加店舗の相互によりデジタル商品券を利用する額を確認し、支払処理を行うものとします。

- 3 次のような場合は商品券の利用対象にならず、商品券の利用は禁止するものとします。
 - (1) 資産形成につながるもの
 - (2) 換金性の高いもの（ギフト券・ビール券・お米券・図書券・旅行券・共通入浴券・文具券・店舗が独自発行する商品券などの各種商品券、有価証券・切手・はがき・印紙・プリペイドカード・電子マネーなど）の購入
 - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下「風営法」といいます。）第2条に該当する営業に係る支払い
 - (5) 税金や保険料など国や地方公共団体等への支払い
 - (6) 電気、ガス、水道料金などの公共料金への支払い
 - (7) たばこの購入

(8) インターネットを通じた商品の販売、サービスの提供等その他の通信販売等における支払い

(9) 販売、提供等が法令等に違反するもの

(10) その他、発行者及び参加店舗が特に指定するもの

4 商品券を利用した商品等の購入については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、発行者及び振興会等は、当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品等の購入及び売買契約の解約等について何ら責任を負うものではありません。

5 商品券の利用について、発行者及び振興会等は、特定の参加店舗が商品券の利用期間中継続して参加店舗として商品券を取り扱うものであること及び参加店舗における特定の商品等の購入について商品券の利用期間中継続して商品券の利用対象となることについて、何ら保証するものではありません。

6 第3条に規定する利用期間を過ぎた商品券の残高は無効となります。また、発行者及び振興会等は、無効となった商品券について、何ら保証するものではなく、何ら責任を負うものではありません。

第5条（参加店舗）

参加店舗の登録は、次の登録基準のいずれかを満たし、第6項の同意事項に同意する店舗等のうち、登録をした店舗等に限り商品券を取り扱うことができるものとします。

(1) 御浜町内所在の店舗等

(2) 熊野市・紀宝町・新宮市に所在し、御浜町内に住所を有する個人事業主又は御浜町内に本店登記のある法人が経営する店舗等であって、発行者及び振興会が相当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、登録を受けようとする店舗等を営む事業者が、次のいずれかに該当する場合は、参加店舗の登録はできないものとします。

(1) 風営法第2条第5項に規定する営業を行う事業者

(2) 公序良俗に反する営業を行う事業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等である事業者

(4) その他本事業の目的に相応しくない事業者

3 発行者は、振興会の企画内容等に応じて、参加店舗の一部に限定して取り扱うことのできる商品券を発行することができるものとします。

4 登録手続期間は、発行者が別に定め、周知します。

5 登録料は無料とします。

6 参加店舗の登録にあたっては、次の事項の全てに同意する必要があります。

- (1) 参加店舗は、商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、参加店舗と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、発行者及び振興会等は当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等については全て参加店舗において責任を負うべきものであること、並びに、商品の販売、サービスの提供等について万が一利用者その他第三者との間でトラブルが生じた場合は、全て参加店舗の責任と費用負担において対応すべきものであることについて同意すること。
- (2) 参加店舗は、やむを得ない事情がない限り商品券の利用期間中継続して参加店舗としてその販売する商品ないし提供するサービス等について商品券を取り扱うべきものであることについて同意すること。
- (3) 参加店舗は、本規約及び発行者が提供するマニュアル等を遵守し、不正行為をしないことについて同意するものとし、商品券の利用について、発行者が証憑類等を提出することを求める場合には直ちにこれに応じること。
- (4) 参加店舗は、デジタル商品券の利用実績の確認を行うときは、発行者が用意する管理システムで行うこと。管理システムにアクセスするために必要な機器やネットワーク環境等は参加店舗が準備すること。

7 参加店舗の登録を受けようとする店舗等は、本規約に同意のうえ、必要事項を記入した所定の参加店舗登録申込書にて申込むものとします。

8 発行者は、申込みのあった店舗等について、本規約等の規定する条件等につき発行者及び振興会の審査を経て、参加店舗の登録を承認します。発行者は、承認した参加店舗に対して、必要に応じて、デジタル商品券の二次元コードが印刷されたポップや参加店舗ポスターなどの必要書類等を交付します。

9 参加店舗の登録をもって、発行者と参加店舗との間に本規約を内容とする参加店舗契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

10 参加店舗が登録内容の変更その他の所定の手続を怠ったことにより、参加店舗に生じた不利益については、発行者及び振興会等は一切の責任を負いません。

第6条（精算）

商品券取引金額は、デジタル商品券にあっては、第14条第1項に定める利用者による操作が参加店舗システムに反映された時点、紙製商品券にあっては、商品券取引に使用された商品券を参加店舗から発行者が受領した時点で確定するものとし、発行者は商品券取引金額に対する精算の義務を負うものとします。

2 参加店舗の換金手数料（税抜き）は、商品券取引金額に3.0%を乗じたもの（1円未満切り捨て）とします。ただし、発行者は、振興会の企画内容等に基づき、これを減額又は無償とする場合があります。

3 発行者は、商品券取引金額を原則として毎月末日（以下「売上締切日」といいます。）で

締め、当該売上締切日までの間に参加店舗システムに到着した取引データに係るデジタル商品券の商品券取引金額及び参加店舗から受領した紙製商品券の商品券取引金額の総額（ただし、第15条第2項に基づき取消し又は解除された商品券取引金額及び第17条第2項に基づく精算を要しない商品券取引金額の合計額を控除した残額とする。）を参加店舗からの請求とみなし、当該請求額から換金手数料（消費税及び地方消費税額を含む。）を差し引いた額を、売上締切日の翌月末日までに、参加店舗指定の金融機関口座に振り込むことにより精算（支払い）するものとします。

4 精算に係る振込手数料は発行者の負担とします。

5 精算の対象となる商品券取引金額は、第3条の規定に基づき、発行者がその都度定める精算受付期間の末日までに発行者が受領したもの（デジタル商品券にあっては、利用期間の末日の23時59分までに参加店舗システムに反映されたもの）とし、期限を過ぎての精算には理由の如何を問わず一切応じないものとします。

6 第4条第3項、次条及びその他本規約の規定に違反して利用された商品券は精算の対象外として、同利用済み商品券に係る精算及び支払請求には理由の如何を問わず一切応じないものとします。

7 精算等に係る業務は、発行者及び代行事業者により行うものとします。

第7条（商品券取引金額の精算取消等）

参加店舗が本規約に違反して商品券取引等を行った疑いがあると認めた場合、発行者は、調査が完了するまで当該商品券取引金額の精算を保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しないときは、当該商品券取引金額の精算を取り消し、又は解除することができるものとします。

2 参加店舗は、発行者が行う前項の調査に協力するものとします。

3 第1項の調査が完了し、発行者が当該商品券取引金額の精算を相当と認めた場合、発行者は参加店舗に当該商品券取引金額を支払うものとします。なお、この場合、発行者は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（参加店舗の責務等）

参加店舗は、商品券の取扱いについて、次の責務を負うものとします。

- (1) 本規約及び発行者が提供するマニュアル等を確認・理解のうえ、これらを遵守すること
- (2) 商品券の利用が可能である参加店舗であることが明確に表示されるよう、発行者が交付する参加店舗ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること
- (3) 商品券の額面金額に応じ現金同様に取扱商品の販売やサービスの提供等を行うこと
- (4) 商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に商品券を利用できない旨を明示すること
- (5) 商品券を現金化し、又は自らの事業上の取引（商品仕入等）に利用しないこと

- (6) 商品券を譲渡、転売し又は再利用しないこと
- (7) 欠陥のある商品やサービス等の販売・提供について、利用者から返金を求められたときは全て参加店舗の責任と費用負担において対応すること
- (8) その他、法令等に違反する行為及び本事業の目的に反するような行為をしないこと

第 9 条（遵守事項）

- 参加店舗は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 参加店舗は、発行者及び振興会等が商品券の利用促進のために、WEB サイト、アプリの画面、印刷物等に参加店舗の名称、所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。
- 3 参加店舗は、発行者から提供を受けた二次元コード（二次元コードが印刷された媒体を含みます。）を適切に維持・管理することとします。
- 4 参加店舗は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。

第 10 条（参加店舗サービスの利用期間）

参加店舗サービスの利用期間は、第 5 条第 8 項に基づく本契約の成立時から発行者が定める日までとします。

第 11 条（解約）

- 参加店舗又は発行者は、30 日前までに相手方に対し通知することにより本契約を解約できるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、発行者は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他発行者の都合等により、参加店舗サービスを終了することがあり、この場合、発行者は、参加店舗に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
- 3 前条又は前 2 項による本契約の終了により、参加店舗に損害（逸失利益、機会損失による損害を含みます。）が生じた場合でも、発行者及び振興会等は一切の責任を負わないものとし、参加店舗は、本契約の終了による損害の補償等を発行者及び振興会等に請求することはできないものとします。

第 12 条（本規約の変更）

発行者は、15 日以上前に参加店舗に通知することにより、本規約を変更できることとします。ただし、みはま共通商品券事業の維持のために緊急の必要がある場合又は参加店舗の利便性の向上につながる変更の場合は、参加店舗に通知後、直ちに本規約を変更することができます。

第 13 条（通知）

発行者から参加店舗への通知は、書面、電子メールのほか、WEB サイトに掲載する方法により行うものとし、WEB サイトによる場合は掲載をもって通知が完了したものとします。

第 14 条（商品券取引）

商品券取引は、デジタル商品券にあっては、利用者が、アプリを使用して、参加店舗に掲示された二次元コードを読み取り、当該商品券取引の決済に必要となるデジタル商品券の金額を減じる操作を行う方法、紙製商品券にあっては、当該商品券取引の決済に必要となる紙製商品券の額面をもって支払う方法によるものとします。

2 参加店舗は、デジタル商品券の商品券取引の決済を行うに当たっては、次に掲げる事項を必ず行うものとします。

- (1) アプリに表示される「当該商品券取引に係る参加店舗名」を確認する。
- (2) アプリに表示される「商品券で決済しようとする金額」を確認する。
- (3) アプリ上で、決済（支払う）ボタンを押した後の支払完了画面を確認する。

3 参加店舗は、デジタル商品券にあっては、第 1 項に定める利用者による操作が完了した場合において、当該商品券取引に係る代金等の金額と商品券により決済された金額が一致しているときは、当該商品券取引に基づき、直ちに商品等の提供を行うものとします。

4 デジタル商品券の商品券取引においては、第 1 項に定める利用者による操作が参加店舗システムに反映された時点で、利用者の参加店舗に対する代金債務が消滅するものとします。

5 参加店舗は、次項に定める場合のほか、利用者からの商品券取引の申込みを拒否しないものとします。

6 参加店舗は、利用者から商品券取引の申込みを受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、商品券による決済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、第 4 条第 3 項各号に規定する商品券の利用を禁止するものについて、商品券取引を求められた場合

- (2) 発行者から、商品券取引の中止を求められた場合

7 参加店舗は、参加店舗システムの障害時や保守管理に必要な時間その他やむを得ない場合においては、商品券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとし、この場合において、逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも発行者及び振興会等は責任を負わないものとします。

第 15 条（返品等の取扱い）

参加店舗は、法令に基づく売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、原則として利用者との間で行った商品券取引を取り消し、又は解除しないものとし、返品その他によ

り利用者との商品券取引の取消し又は解除をする場合は、参加店舗が自らの責任において対応を行うものとします。

第 16 条（管理システム、ID・パスワードの管理等）

参加店舗は、発行者から付与される ID・パスワードを用いて、管理システムにアクセスすることにより、デジタル商品券に係る商品券取引の履歴を閲覧できるものとします。

2 参加店舗は、管理システムにアクセスするために必要となるコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の設備（以下「参加店舗端末」といいます。）について、発行者が推奨する条件に従って、自己の費用負担で、参加店舗が準備し、維持するとともに、十分なセキュリティ対策を講じるものとし、常に参加店舗端末を参加店舗システムと通信可能な状態に保つよう努めるものとします。

3 参加店舗は、管理システムを利用するための ID・パスワードを自己の責任において管理し、発行者が事前に書面により承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできないものとします。

4 発行者に故意又は過失がある場合を除き、ID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害について、発行者及び振興会等は、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（商品券商品券の不正利用等）

参加店舗は、第 14 条第 1 項のデジタル商品券に係る方法による商品券取引を行う場合は、利用者がアプリ上で、参加店舗名、決済金額が表示されない又は表示内容に誤りがあるときは、当該商品券取引を行ってはならないものとします。

2 参加店舗が前項又は第 14 条第 6 項に違反して商品等の提供等を行った場合、発行者は参加店舗に対して商品券取引金額を精算する義務を負わないものとします。

3 偽造、変造又は模造された商品券に起因する商品券取引が発生し、発行者が当該商品券取引等の調査の協力を求めた場合、参加店舗はこれに協力するものとします。この場合において、参加店舗は、発行者から指示があったとき、又は参加店舗が必要と判断したときは、参加店舗が所在する所轄警察署等へ当該売上等に対する被害届を提出するものとします。

第 18 条（売上債権の譲渡）

第 6 条第 1 項に定める発行者が精算の義務を負う商品券取引金額について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、発行者は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、この場合、発行者は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 19 条（個人情報の取扱い等）

商品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた申込者及び利用者の属性情報及びアプリを利用することで蓄積される参加店舗の利用動向等（以下「個人情報等」といいます。）

は、参加店舗、商品券参加市町村、商品券参加商工会及び商工会議所、振興会等、発行者及び株式会社サイモンズ（以下「参加店舗等」といいます。）で共有するものとし、参加店舗等は、これらの個人情報等を以下の目的にのみ利用するものとします。

- (1) 商品券の運営・サービス提供・履行(商品券の管理並びにこれに付随する事務手続き等)
- (2) 利用者の利用状況及びその他利用者情報の把握・分析
- (3) 利用者に対する電話・電子メール等の通信手段による情報発信・情報提供
- (4) 利用者からのお問合せ等に対する対応
- (5) 個人を特定できない形の統計情報としての使用
- (6) アンケートへの協力依頼等
- (7) その他上記目的に準ずるほか、これらに密接に関連する目的

2 参加店舗等は、商品券の発行又は利用に際し発行者が提供を受けた申込者及び利用者の個人情報について個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号記載の場合、個人識別が可能な状態で第三者に提供することができるものとします。

- (1) 申込者又は利用者の同意が得られた場合
- (2) 法令及び令状等により開示が求められた場合
- (3) 参加店舗等が、商品券に係るサービスの実施のために、個人情報の取扱いについて秘密保持契約を締結し、かつ、予め発行者及び振興会の承諾を得たうえで、第三者に業務委託する場合。なお、当該業務委託先については、参加店舗等にて必要と判断した場合、変更することできるものとします。

3 参加店舗は、本契約の履行及び商品券取引において、個人情報を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守して適切に保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。

4 参加店舗が、本契約の履行及び商品券取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。

5 参加店舗は、本契約の履行又は商品券取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意情報をもって管理するものとし、安全管理のための適切な措置を講じなければならないものとします。

6 参加店舗は、本個人情報を、本契約の履行又は商品券取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等をしてはならないものとします。

7 発行者は、参加店舗の本個人情報の取得、取扱い又は管理状況を調査するため、参加店舗等に事前に通知したうえで参加店舗等に立ち入ることができるものとし、この場合、参加店舗等は、発行者の調査に協力するものとします。

8 参加店舗は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議のうえ、適切な措置を講じるものとします。この場合において、参加店舗は、発生した事故の再発防

止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を参加店舗の責任と費用負担で講じるものとします。

9 参加店舗は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、参加店舗の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。

10 参加店舗は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

参加店舗は、商品券に関して発行者との間に紛争が生じた場合、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附則

この規約は、令和 6 年 8 月 1 日より適用します。

- 1 この規約の変更は、令和 8 年 2 月 1 日から施行し、令和 8 年 3 月 1 日より適用します。
- 2 令和 8 年 3 月 1 日以降、変更前の規約に基づき発行者と参加店舗との間で締結された参加店舗契約については、この契約の各条項が適用されるものとします。